

# 刈谷市地域猫活動補助制度

所有者のいない猫の増加を抑制し、生活環境の保全を図るため、刈谷市では、地域猫活動を実施する一定の要件を満たす団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 地域猫活動

地域に住み着いている飼い主のいない猫を、地域住民の合意と協力のもと、適正に飼養・管理することで、飼い主のいない猫の数を増やさないようにする活動。



<地域猫活動の取組>

- ①不妊・去勢手術を行う
- ②適切な餌やりをする
- ③餌やり場の清掃・管理をする
- ④トイレ等を設置し、ふん尿の始末と管理をする
- ⑤地域で協力し、①～④を継続して実施する

## 補助対象団体

愛知県策定の「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」に基づく活動を実施する地域猫活動団体（ボランティア団体や自治会等）

<地域猫活動団体の要件>

- 1 メンバーが3人以上いること（同一世帯でない3人以上で、うち2人は猫が生息する地域の住民であること）
- 2 活動場所に関する承諾を得ていること
- 3 事前に市の承認を受けていること



## 補助金額

不妊・去勢手術に要した費用	不妊手術	一匹につき	上限10,000円
	去勢手術	一匹につき	上限5,000円

※手術済みであることの識別措置を合わせて行うようにしてください。

## 申請時期

手術実施後（手術日の属する年度内）

※申請は郵送ではなく、直接環境推進課窓口までお持ちください。

**お問合せ先** 刈谷市役所 環境推進課 環境保全係 TEL0566-62-1017

刈谷市ホームページ（<http://www.city.kariya.lg.jp/>）

「地域猫活動補助制度」のページをご覧ください。

（現在の申請件数等が確認できます。）



# 補助金の受給手続きの流れ

すでに団体登録済の団体は、③からとなります。

## ①団体登録

○次の書類を窓口にお持ちください。

- (1) 地域猫活動団体登録申請書 (様式第1号)
- (2) 団体メンバーの住所及び氏名が分かるもの
- (3) 活動場所の自治会及び活動場所に関する承諾書 (様式第2号)



## ②登録承認

## ③活動実施

## ④交付申請

動物病院へ運ぶための捕獲器貸出制度があります。詳しくは、環境推進課へお問い合わせください。

○管理している猫の手術後に、次の書類を窓口にお持ちください。  
(手術を行った日の属する年度内)

- (1) 地域猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書 (様式第6号)
  - (2) 手術に要した費用が分かる領収書
- 《代表者の変更があった場合》
- (3) 地域猫活動団体解散・登録事項変更届 (様式第4号)
- 《団体名と振込み口座名義人が違う場合》
- (4) 委任状 (任意様式)

## ⑤交付決定

## ⑥補助金支払い

○上記④交付申請 (1) の請求書をもとに指定の口座へ振り込みます。

## 注意事項

- ・この制度は、飼い猫の不妊・去勢手術費に対する補助制度ではありません。
- ・活動に当たっては、飼い猫を手術することが無い様に十分確認をしてください。飼い猫に手術を行った場合の責任を市は負いません。
- ・団体登録が承認されていない時に実施した手術費用は補助対象外です。
- ・団体活動場所以外の地域に生息している猫に対する手術費用は補助対象外です。